（前のページより続き）
○河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件（環境二八）　八〇
○海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件（同二九）　八一
○都市計画に関する件（東北地方整備局八二～八五）　八六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同八六）　八七
○道路に関する件（同八七～九一）　八八
○都市計画に関する件（関東地方整備局七四～九二）　九一
○道路に関する件（同九三～九五）　九二
○道路に関する件（中部地方整備局四五、四六）　九三
○道路に関する件（中国地方整備局三二）　九四
○都市計画に関する件（四国地方整備局三三）　九五
○道路に関する件（九州地方整備局六一）　九六

〔公　告〕

諸事項

官庁
特定保険募集人の所在の確知等関係　九三
裁判所
破産、免責、再生関係　九四

特殊法人等
首都高速道路株式会社工事完了、中日本高速道路株式会社工事完了・工事一部完了、高圧ガス保安協会が高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき実施する保安検査等を行う事務所の名称、所在地及びその管轄区域、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一三九
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一四四
会社その他
会社決算公告　一四五

省　令

○総務省令第十二号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十条第一項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

総務大臣　野田　聖子

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。